

告 示

埼玉県選管告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、上里町選挙管理委員会から次のとおり施設の名称に変更があった旨の報告があった。

令和七年三月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
（旧） 上里町勤労者総合文化センター	埼玉県児玉郡上里町大字七本木七十一番地一	上里町長	五百人
（新） 上里町総合文化センター			